

和同志会会長として活躍する松井庄五郎(第三卷第三節 4 參照)の大正九年(一九二〇)の履歴書(「奈良県同和事業史」資料篇)に「合併ハ」特設学校ノ弊風ヲ芟除(去る)スルノ目的ニシテ、幼時ヨリ一般児童ト共ニ授業セシムルハ将来一般民トノ交愜(交)ヲ厚クシ融和ノ実績ヲ擧ゲントノ微意ニ出タリ」とあるのが、むしろ真に近いとみるべきであらう。

第四節 奈良町の推移

1 堺県時代の奈良

奈良町の沈滞 明治九年(一八七六)四月十八日の布告によって奈良県は、堺県に組み入れられることになった

(この年、府県の統廃合が行われ、北海道開拓使と三府三五県になる)。明治四年十一月に、大和一國を管轄する奈良県が成立してからわずか

四年余りで、奈良県の名はいったん消えたのである。奈良には同九年五月に堺県の仮出張所が第一大区会議所に置かれたが(東大寺真言院に置く、北海通開拓使との記録もある)、同年六月二十一日にはもとの奈良県庁舎(旧興福寺)へ移転、八月五日から堺県奈良出張所となえるようになった。この出張所はさらに同年十二月六日に、旧興福寺金堂へ移っている(旧興福寺金堂には、

から奈良警察出張所が移ってきていたので、堺県奈良出張所と同じすることになった)。ついにながら、同年十二月九日、そのあとに奈良区裁判所が設置された。

奈良県を合併すると、堺県は大和・河内・和泉の三国を管轄することになるので、いきおい県庁所在地の堺は管内の西北に偏することになる。そこで堺県は、これまでの県の貯蓄金を資金に県庁を河内国古市郡菅田村(現羽曳野市)に移そうと計画、同九年四月二十九日ここに県庁を新築し、県名も菅田県に改称したいと願い出たが、翌五月十日

に内務卿大久保利通の名で不認可となった。

堺県奈良出張所が置かれていたというものの、県庁がなくなった奈良の町は活気を失ってさびれはじめた。明治九年七月十三日の『郵便報知新聞』は「奈良廃県後は街上更に不景気」として、県庁などへの用務のある人を宿泊させた公事宿も、奈良では営業困難とみて堺へ出店するようすだと報じ、「三味線の音が堺へ転ぜしか、ペンとも音がせず」とか、「来年から青物畑がタンと出来て、芋や大根の価が下ろうと申す評判なり」と記している。廃県後まだ三か月も経ない時のことであった。

もっとも、奈良町では堺県との合併早々からなんとか県庁を存置してほしいとの声が高まり、奈良町内の各小区の総代たちの名で、内務省へ次のような嘆願書(案)を提出しようとの動きもあった(鶴福院町)。

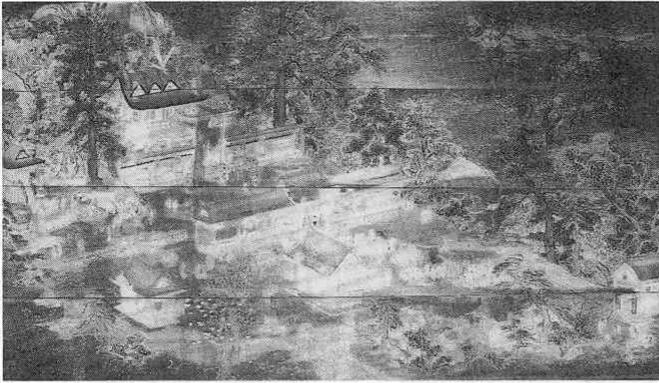
今般奈良県廃合之旨謹テ奉裁^{奉裁}仕候、然ルニ愚昧之者共恐多不願奉^奉歎^歎
願候旨趣ハ、抑大和国奈良之地ハ旧帝都ニシテ名蹟不^不渺^渺、依テ万国
ニモ伝聞シ洋人来リ賞歎スルニ付、其美名ヲ轟シ且当国ニモ第一ノ
人家稠密ニシテ往古ヨリ政庁ヲモ被置、既ニ御維新之際ト雖モ府ヲ
被置、尚当国廢藩雖独リ奈良ニハ連綿トシテ県庁ヲ被置、其恩波ニ
体シ奈良ヲ始メトシテ衝ニ国内開化ノ城ニ進歩セントスルノ際、豈
図哉今般奈良県廢合シ御変革ヲ拝承仕ヨリ一日日途ヲ失ヒ実ニ暗夜
ニ消灯之如ク、土地衰敗目前ニ立至候ト歎息狼狽仕候、然ルニ廢合
之県之儀ハ政庁之御見込難量候へ共、若^も国費御減省之為御沿革之御
儀ニ候得共若干之金額奉^奉献^献之目論^{目論}相立^{相立}候ニ付、庁費ニ御差加へ被成

表24 明治12年5月 第一大区第一小区 奈良町の概況

幅員	東西 42町余	南北 33町余		
戸数	5,560戸			
人口	男 11,032人	女 11,611人		
	計 22,643人			
官庁	1か所	馬車		1両
郵便局	1 "	牛		48頭
学校	8 "	乗馬		5 "
寺院	86 "	駄馬		13 "
人力車	215両	水車		8 個
荷物車	133 "			
物産	米、麦、綿、茶			

藤田文庫「奈良市街等級、勸業等記録」による。

下テ成トモ県庁御設置被成下度、左様無之候テハ人家稠密故窮民之起候モ至テ多ク且有力之者ハ他國へ行移シ、無力ノ者ハ残り増々破産ニ及ヒ唯旧帝都ノ名ノミ実ニ歎息之情深ク御憫察ヲ以、何卒従前之通り奈良県庁御更立被成下度伏而泣願仕候
(後略)



明治12年 悪疫退散安全祈願絵馬 (三碓町 添御県坐神社蔵)

奈良県の廃合のことを聞いて以来、暗夜に灯火を失ったように全く目途が立たず、当地の衰微が目前に迫ったようので「嘆息狼狽」している。

ついでには若干の献金をさせてもらうから、是非とも県庁を設置してほしいというのである。かつて明治五年(一八七二)に、奈良県庁が奈良盆地南部の今井町辺りに移転するのはとの風説で奈良町民が驚いたことがあったが(『日新記聞』第十号)、県庁が現実になくなったのであるから、奈良町民の嘆きは大きかったといわねばならない。実はこの嘆願書案の添書などは、明治九年五月十二日の日付けとなっているのだが、その後のことは明らかではない。

ともあれ、毎日のように町家の取りこわしが行われ、町名は残っても家屋がなくなってしまうところが出現して、古木古瓦の山が各所に見られたという。今小路町の旅館対山楼の主人は、明治十一年(一八七六)ごろのようすを、「夕刻、興福寺辺りからわが家に帰るとき、雲井坂から手目通りを見渡したところ、火影はただわが家の旅館の門灯だけで、そのほかはまっ暗であった」と語り、人影が消え、草が生いしげって、人

ひとり通れるぐらゐの道幅にせばまった京街道のさびれようを嘆いたと伝えている
 (藤田文庫
 〔奈良雜稿〕)。

なお、明治十二年(一八七九)には、思いがけなく伝染病のコレラが流行して人々を恐れさせた。堺県では、同年六月九日に「最早、大阪兵庫和歌山等ニモ伝播シ、日々死亡ノ者有之」との情報を管内に知らせ、予防に十分注意するよう布達、十八日には「当分の間、堺・奈良・郡山では諸種の興行や説教あるいは祭礼など人々が大勢集まることは一切差し止める」という趣旨の布達を出している。しかし、七月に入って暑い日がつづく
 と大和でも患者が続出し、二十三日には一日で一四一人が罹患するほどの猛威をふるい
 (堺県内)、同月末の患者数は男子一一〇九人・女子一〇八七人で計二一九六人を数え、
 (一九三九人)、そのうち死亡者は六割二分強の一三七八人に達する有様であった(堺県内の患者数四〇三〇人、死亡者数二六七七人)。
 奈良町でも、予防や治療対策に力を注いだことであろう。九月になって、コレラの流行も下火に向かっている(表25)。

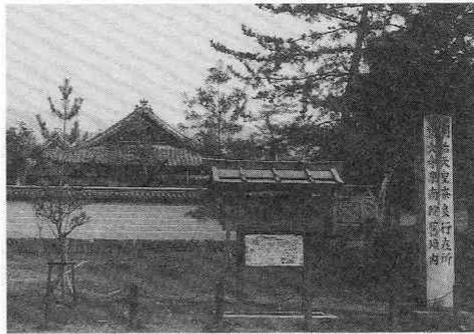
明治天皇の ところで明治十年(一八七七)二月、明治天皇の大和行幸があり奈良
 大和行幸 にも駐輦した。前年六月から七月にかけての東北巡幸(函館にもお)から半年を経たばかりのこと

であった。このたびの関西への行幸は、京都の孝明天皇陵と畝傍(現市)の神武天皇陵参拝をおもな目的としたものであった。布告は同九年(一八七六)十一月に出された。関係の府県や沿道の町村では、行在所や小休所の支度、供奉員たちの宿泊所の設営、道路・橋梁の整備など、行幸を迎える準備に追われることになった。堺県では、奈良出張所主任の権大属沼田竜を担当者として、奈良行在所や供奉員の宿舍の設営・整備をすすめ、税所篤県令も下検分

表25 明治12年 堺県管内大和国 コレラ病患者の動向

月	患者		療養中	治癒者	死亡者
	男	女			
7月	1,109	1,087	313	110	686
末					
日					
計	2,196	607	211	1,378	
9月	1,454	1,443	136	400	918
末					
日					
計	2,897	275	797	1,825	

堺県「布達」による。



行在所となった東大寺東南院

をするなどその監督を怠らなかつた。奈良では絹夜具一組が必要なところ、質素な土地柄のため三組しか集まらなかつたという。

明治天皇は、有栖川宮熾仁親王のほか太政大臣三条実美・内閣顧問木戸孝允・参議伊藤博文・山県有朋ら政府首脳をはじめ総勢およそ一五〇人の供奉員を従えて、十年一月二十四日に東京を出発、横浜港から高雄丸に乗船して一月二十八日神戸港に到着、開通して間もない鉄道で京都に入った。天皇は、一月三十日に京都東山の孝明天皇陵に参拝したが、この日西南戦争が始まり、政府首脳らはその対策に協議を重ねた。天皇は二月五日、京都・大阪・神戸間鉄道開業式に臨席したあと、七日に京都を出発して宇治で一泊、玉水・木津を経て八日の夕刻奈良に到着した。奈良阪・般若寺・手貝などの道路には白砂を敷き、道の両側に青竹で垣をつくり、師範学校の生徒や小学生、町民ら多数が出迎えた。奈良町の家々では青竹を立てて、日の丸や提灯をかけた。行在所には、東大寺東南院があてられた。

翌九日午前、春日神社に参拝。午後は大仏殿回廊で奈良博覧会社の陳列品を観覧、大仏殿前庭での金春流の能楽「石橋」を鑑賞したあと、正倉院におもむいて宝物を観覧した。このとき、有名な香木「蘭奢待」の一片を切り取って行在所に持ち帰った。御用係として行在所にとめた中村堯田(中村堯)が、作法にしたがって、これをくゆらせたといい。同じ日、有栖川宮熾仁親王は天皇の代理として馬車で椿井小学校を訪問、当時、奈良では珍しかった洋館式壁面の校舎や奈良・郡山から選ばれた児童の授業を参観しているが、このおり、椿井校へ金一封の下賜金があ

り、児童へも書籍料が下賜された。

二月十日、奈良を出発した一行は田原本の浄照寺で昼食ののち、今井町に到着、天皇は行在所の称念寺に入った。紀元節にあたる翌二月十一日、儀仗兵一大隊に迎えられて神武天皇陵に参拝。午後は称念寺で吉野の国栖奏や三輪のそうめんづくりを見学した。

翌十二日吹雪のなかを出発し、高田・下田・藤井を経て河内に入り、十三日に堺に到着している。堺県行幸中に下賜金の沙汰があり、大和には九三二円二五銭が下賜された(旧市察)。「今在家町文書」によると、各戸に金一銭宛下賜されたという。西南戦争の最中(さなか)ではあったが、天皇はおよそ半年間京都に滞在、同年七月三十日東京へ帰着した。こののち、全国各地への巡幸が行われるが、度重なる巡幸は天皇の権威を国民に浸透させようとする意図によるものであった。

2 地方制度の再編と奈良

奈良郡役所と
連合戸長役場

大区・小区制は地方の実情にそぐわなかったうえ、たびたびの編成替えて親しみにくく、運営上さまざまな混乱が生じた。そこで政府は、明治十一年(八七〇)七月二十二日に「郡区町村編制法」

(府県会編制・地方税規則とあわせ地方三新法と呼ばれる)を公布して、大区・小区制をやめることにし、地方制度の再編成にのりだした。「地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス」と定め、府県と町・村の間に行政区画として郡(市街地では区)をおき、これまで小区の中に埋没していた町や村(いまの本字にあたる)を再確認して、府県(府知事・県令)―郡(郡長)―町・村(戸長)という新しい行政の仕組みを整えようとしたのである。数年ぶりに、町や村が行政単位として認められ自治体として復活させられ

るいっぽう、郡長の権限を強めて、町村を支配の基礎にしようとした意図がうかがえる。

明治十三年（一八八〇）四月二十三日になって、堺県は従来の行政区画（大和国は五か大区二四カ）をやめて新しい郡区編制編制を示し（和泉国三郡区役所、河内国、各郡区内の町村を連合して戸長役場を設置すると布達した。大和では、奈良・三輪・御所・五條に郡役所が設けられた。添上・添下・山辺・広瀬・平群の五郡郡役所は奈良郡役所として、旧興福寺金堂内（元堺県奈良）に開設された（郡長は秋洲長瀬、のち、稱）。この郡役所は管内に一〇の連合戸長役場を配置し、それぞれの戸長役場には戸長・用掛・筆生がおかれた。

添上・添下・山辺・郡役所
広瀬・平群

第一連合（添上郡の内）	奈良市街、一八村	戸長役場	奈良	良（戸長四人）	用掛・筆生六人
第二連合（添上郡の内）	五四村	戸長役場	柳生村（同）	二人	二人
第三連合（山辺郡の内）	五三村	戸長役場	針ヶ別所村（同）	二人	五人
第四連合（添上郡の内）	五三村	戸長役場	今市村（同）	二人	六人
第五連合（山辺郡の内）	六六村	戸長役場	丹波市村（同）	二人	五人
第六連合（広瀬郡）	三〇村	戸長役場	萱野村（同）	二人	四人
第七連合（平群郡の内）	三四村	戸長役場	竜田村（同）	二人	五人
第八連合（平群郡の内）	三八村	戸長役場	横原村（同）	二人	四人
第九連合（添下郡の内）	郡山市街、三二村	戸長役場	郡山（同）	二人	五人
第十連合（添下郡の内）	二九村	戸長役場	六邑小学校（同）	二人	五人

郡役所は同十三年五月一日に開庁され、従来の大区・小区の事務所は廃止された。奈良町(市街)は、接続一八か村とともに第一連合戸長役場(森繁藏・中村雅真が戸長であつたことが知られる)部内にまとめられている。つぎに、現奈良市域にかかわる連合戸長役場部内の町村を掲げよう(『大阪府全志』による。〔一〕内は奈良市域外の町村)。

奈良郡役所部内

第一連合 添上郡

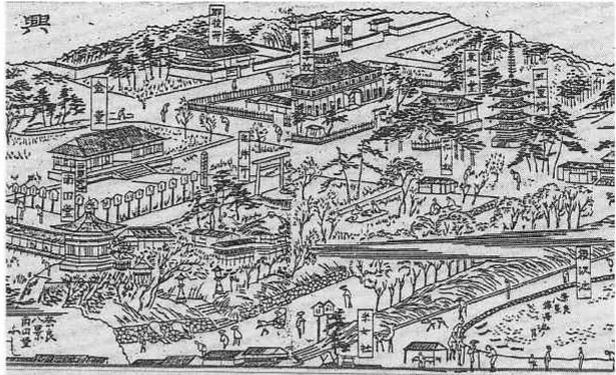
奈良市街一円・春日野村・水門村・雑司村・川上村・般若寺村・奈良坂村・法蓮村・畑中村・芝辻村・油坂村・木辻村・城戸村・杉ヶ町村・京終村・肘塚村・高畑村・紀寺村・三条村

第二連合 添上郡

此瀬村・和田村・須山村・茗荷村・鉢ヶ坪村・矢田原村・長谷村・南田原村・横田村・中之庄村・中貫村・大野村・日笠村・杵掛村・大平尾村・誓多林村・大慈仙村・忍辱山村・平清水村・園田村・法用村・鳴川村・中ノ川村・南庄村・北村・須川村・大柳生村・両村・西村・東村・下狭川村・広岡村・坂原村・柳生村・柳生下村・興ヶ原村・大保村・水間村・別所村・袖川村・北野山村・丹生村・邑地村・〔的野・松尾・室津・峯寺・桐山・北野・月瀬・尾山・長引・石打・桃香野各村〕

第四連合 添上郡

横井村・大安寺村・法華寺村・柏木村・柴屋村・古市村・西九条村・鹿野園村・鉢伏村・藤原村・田中村・窪之庄村・山村・菩提山村・北椿尾村・高樋村・八条村・杏村・東九条村・西永井村・北永井村・神殿村・今市村・池田村・南永井村・白毫寺村・北之庄村・虚空藏村・八島村・出屋敷村・米谷村・中畑村・興隆寺村・〔井戸野・櫛本・白土・森本・中之庄・上三橋・櫛枝・櫛・藏之庄・若槻・番匠田中・和爾・石川・下三橋・美濃庄・発志院・大江・中城・神田・横田各村〕



新築の奈良郡役所 (『名勝豪商案内記』の興福寺の図)

第九連合 添下郡

石木村・大和田村・(郡山市街一円・郡南部諸村)

第十連合 添下郡

二名村・三碓村・中村・五条村・六条村・七条村・砂村・興福院村・
 斎音寺村・横領村・南新村・北新村・疋田村・菅原村・宝来村・平松
 村・青野村・西大寺村・佐紀村・歌姫村・山陵村・秋條村・中山村・
 押熊村・(上・鹿畑・高山・北田原・南田原各村)

郡役所には官選の郡長が在勤し、戸長は各連合町村中の選挙人(満二〇以上の男子で地所家屋等の不動産所持者)の投票で選ばれることになっていた。各町村では、総代・

出納方・組頭が選ばれて町村の事務に当たったのである。ついでながら

興福寺金堂(明治十四年二月興福寺再興認可)にあった奈良郡役所は、明治十四年(一八八)

十一月、築地ノ内町(登大路)に庁舎の新築竣工をみてここに移転している。

大阪府への編入と 奈良県が堺県に合併されて五年たらず、今度はその戸長役場の改編 堺県が大阪府に合併された。明治十四年(一八八)二

月七日のことで、大和は大阪府に属することになった。大阪府の管轄地が最も広くなったのはこのときである。

すでに大阪府は前年の同十三年(一八八)七月以後、町村ごとの戸長役場制を施行していたので、新たに府下にはいった旧堺県管内もこれにならない、これまでのような所轄区域の広い連合戸長役場を廃止し、同十四年三月から原

則として町や村ごとに戸長を配置するように改めた。ただし、町や村の規模によっては、二ないし数か町村が連合して一人の戸長を選ぶことも認められた。奈良市中では、手貝町ほか二か町・西寺林町ほか五か町がそれぞれ連合して一つの戸長役場を設置するなどのように、町村が連合して全市中で三六の戸長役場が成立した。

戸長は「行政事務ニ従事スルト、其町村ノ理事者タルトニ様ノ性質ノ者」と規定されていたが、戸主の投票で選ばれ、任期は三年（明治十四年八月二十九日の、大阪府布達で二年に改定）、任命辞令を大阪府から受け、郡長の監督のもとに国政の委任事務である地租その他の国税や地方税の徴収、地券台帳や地引絵図の管理、戸籍・徴兵事務などを受け持ったのである。

ところで、同十五年（一八八二）十月十二日に奈良市街および接続一九か村の連合会が開かれ、稲葉通久添上・添下・山辺・広瀬・平群郡長から戸長役場の分合についての議案が提出された。すなわち、奈良の場合、同十四年三月以来から第五の連合戸長役場部内の境域と戸数・人口はつぎのとおりである（旧「奈良」市史）。

第一連合戸長役場部内

奈良阪町から登大路町にいたる奈良市街東北部二か町村

戸数一〇九四戸・人口四八四三人

第二連合戸長役場部内

中院町から高畑町にいたる奈良市街東南部六四か町村

戸数一〇一二戸・人口四三七〇人

第三連合戸長役場部内

下御門町から肘塚村にいたる奈良市街南部四三か町村

戸数二二〇四戸・人口四八四〇人

第四連合戸長役場部内

東寺林町から油坂町にいたる奈良市街中西部三九か町村

戸数九六三戸・人口三九六二人

第五連合戸長役場部内

東向南町から法蓮村にいたる奈良市街西北部四五か町村

戸数一〇〇二戸・人口四四二〇人

奈良市街および接続村の戸数合計は五二七五戸、人口は二万二四三五人を数えているが、一連合戸長役場部内をおおむね一〇〇〇戸・四五〇〇人前後に編成したことがうかがえる。

明治十六年（一八九三）当時、第二連合戸長役場は高畑村外六五か町村戸長役場（戸長―飯田吉平）、第三連合戸長役場は中辻町外四十二か町村戸長役場、第四連合戸長役場は椿井町外四十二か町村戸長役場（戸長―橋井善一郎）と呼称した記録がみられる。先述の町村数に変動がみられるのは、分離や併合によるものである。

ところが、この改編によって奈良市街の戸長役場数が減じて、町民の諸願届けなどについての事務が停滞することを懸念した木辻町・三棟町二か町連合では、さっそく同十五年十月二十日に町民連名（戸長―鳥井清二郎）で、建野郷三大阪府知事あてに従来そのままにすえ置かれない旨の「上願書」（藤田文庫〔奈良雜稿〕）を提出した。

三十六個ノ役場ヲ頓ニ五ヶ所ニ減セントス、何ソ能百般ノ事務ヲ凝滞ナク整理シ得ヘケンヤ、若之ヲ実施スル者トセハ嚮キ五ヶ役場一事務所ノ時遭遇セシ困厄ト一般小民等ノ不便宜ナルコト指掌之如シ、又便否ノ如何ハ暫ク措テ計費ノ点ニ至テモ費用ノ多キヲ知ル、何トナレハ今五ヶ役場ニ減スル時ハ、五十ヶ余町村ニ対シ戸長役員ナルヲ以テ各村町末々迄能ク百般ノ

事ヲ暢達スルヲ得ス、又能ク事態ヲ察スルヲ得サレハ必ス木辻町ノ如キハ総代及ヒ出納掛ヲ置カサル可カラス、已ニ其掛リ置ケハ若干ノ手当ヲ給与セサルヲ得ス、唯手当而已ナラス集議所モ設ケスンハ事務不整、左スレハ雜費モ支給セスンハアラストセバ毛ヲ減シテ厘ヲ出サ、ル可カラスニ至ル

町民の便宜と経費の両面から考えて、在来の戸長役場配置方の存続を訴えたのだが、受け入れられなかった。しかし当時、花街があり住民の異動も多かった木辻町では、営業者の便宜をはかることや諸願届けのすみやかな処理を望み、翌十六年二月二十六日、町議員八人の連名で、あらためて「戸長役場設置之義ニ付再願書」を提出したが、すでに第一から第五にいたる連合戸長役場制が実施されたこともあって、この再願も実を結ばなかった。

さて、明治十六年四月から十二月にかけて分合や改称が行われた町村名が、翌十七年（八〇）一月十五日の「示第九号」で大府府から告示された。奈良市街と接続村にかかわるところを掲げよう。

廢 称	所 属
奈良阪町	奈良阪村
般若寺町	般若寺村
浄言寺町・綿町・五軒町・十三軒町・八軒町・中町・瓦町	木辻村
字子ノ井・客養寺町・丹阪横町・丹阪町・不空院下・高井	

表26 明治16年(1883) 奈良の景況

項	実 況	項	実 況
幅員	東西1里29丁余 南北1里6丁	飲 水	井水 4,023か所、中等 1石につき9円
戸数	5,557戸	白米値段	40貫につき90銭
人口	20,154人	薪 値 段	米・麦・糯・茶・種油・清酒・醬 油・酢・奈良漬瓜・木綿・晒布・ 蚊帳・刀剣・製墨・団扇
官庁	4か所	物 産	蚊帳・刀剣・製墨・団扇
学校	府立1校、公立5校	職 業	おおむね商業、農工は商の5分の 1.5程度
神社	201社	家 屋	和風、洋風は稀
寺院	77寺	宿泊人馬込	およそ1万人、 馬は大仏殿回廊で100余頭をつな ぐこと可。毎年1月より6月迄博 覧会用に供するため差し支えあり
牛馬	牛67頭、馬15頭		
車両	馬車5、荷車386 人力車311		
水 車	9か所		

明治16年2月「奈良実記・政表録」より作成。

町・東福井町・西福井町・上高畑町・高畑町・新開町・松

南院町・北天満町・中天満町・北大道町・丸山町・破石町

・下高畑村・能登川町・関伽井町・久保町・頭塔町・上清

水町・頭塔山下・上清水二軒町・中清水町・下清水町・片

原町・新薬師町・上清水横町・字御所馬場・字菩提・字山

之上・上清水四軒町

紀寺東口町・草小路町・中通町・東十輪院町・六軒町・笠

屋町・下清水南側町・幸上町・幸下町・田中町・七軒町・

新屋敷町・地藏町・字梅園

肘塚町・柗町・竹花町

細川町・三綱田町・弥勒堂町・三条横町・三条東町・三条

西町・今井町

高畑村

紀寺村

肘塚村

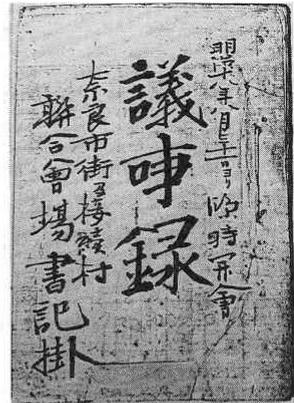
三条村

この所屬村を示す告示は、地籍編纂（へんさん）の都合によるものであった。

町村会と ところで先の地方三新法の制定とともに、町村会の開設がうながされた。町村会を育成するいっぽうでは、それを統制していく方針をとった政府は、明治十三年（一八七〇）四月に「区町村会法」

を公布して、その大綱を規定した。町村会（区会は、市街地を对象とする）は、町や村の公共に関する事柄やその経費の支出・徴収方法を議決する機関としての地位を与えられたのである。

大和の各町村では、おおむね同十四年（一八八〇）に地方官庁の指導のもとに町村会の規則案をまとめて知事の認可を



奈良市街および接続村
聯合會の議事録

得たのち、町会や村会を発足させている例が多い。たとえば西大寺村では、同十四年二月に村会議員当選者の証を交付しているの
で、村会の開設が比較的早かったことをうかがわせる。

奈良市街および接続一八か村(明治十五年十月)では、郡部町村とは異なって、市街の各町および接続村ごとの町村会を開設したのは同十七年(一八八四)十一月以後となっている。すなわち、同十七年十一月四日に奈良郡役所から大阪府あてに提出した町村連合会

についての「伺書」(「会議ニ関スル連立原案」奈良市史編集室蔵)

に「奈良市街ノ如キハ戸長役場五ヶ所ニシテ、又一所轄毎ニ一ノ小学校アリ、而シテ何レノ戸長役場管理内ニ於ケルモ町村会議員ノ設ケ之ナク、皆一所轄内連合会開設アル而已」とあり、

この時点で市街各町と接続村ごとの町村会は開設されていなかったことがわかる。大阪府知事からは、同十七年十一月十四日付で「更ニ一町村会ヲ設ケ、而後連合会議員ヲ互撰セシムベシ」との指令があり、これより後に市街各町と接続各村の町会や村会が開設されることになったのである。

ところで、奈良市街および接続村による町村連合会は、すでに明治十四年九月に大阪府知事から連合会規則の認可を受け、十月には連合会議員の当選者が奈良郡役所から示されていた。

翌十五年(一八八三)以後に、奈良市街と接続村が三六か所の戸長役場をやめて五六か所の連合戸長役場に編成替えされると、町村連合会とは別に、連合戸長役場部内の町村連合会が組織された。たとえば同十六年(一八八四)四月に、第三連合にあたる中辻町外四十二か町村連合会議員の当選者を示す記録をみる事ができる。

奈良市街および接続村の町村連合会よりさらに広域にわたる町村連合会として、添上郡の町村連合会が開設され

ていた。同十四年九月二十日に、添上・添下・山辺・広瀬・平群郡役所(奈良郡役所)で議員選挙会が開かれ、十二月十三日に三人の議員当選者が郡役所から公告されているが、このうち奈良市中からは五人が当選している(中清水町一名和藤七、橋本町一柳生庄蔵、今小路町一藤枝善四郎、手貝町一片岸福太郎、福智院町一青田吉三郎)。同十六年七月当時の添上郡三二九か町村連合会(議長一阪本理平)の議員数も三人で、同「連合会規則」によれば、「当連合会ハ添上郡中各町村ノ公共ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス」と規定し、会議の議案の提出は、すべて郡長の権限とされていた。

なおまた、さらに広域にわたる町村連合会として添上・添下・山辺・広瀬・平群の五郡各町村連合会も開設された。その創設時期や会議の模様などくわしくはわからない。明治十八年五月の五郡連合五六四か町村の議員選挙会では、二〇人の議員が当選し郡役所から公告されている。このうち、添上郡からは七人が選出されている(中筋町一井戸義光、城戸村一太森吉兵衛、今小路町一藤枝善四郎、南田原村一森島弥一郎、丹生村一福岡四郎、北永井村一阪本理平、樺本村一桐山真平)。

民権の動き 民権を主張し国会開設を求める自由民権運動は、明治十三年(一八八〇)ごろから全国的に高まりを
と小作争議 みせるようになり、各地で政社が組織され政談演説会が開かれた。大和では同十四年(一八八二)五

月二十九日に宇智郡五條村でおよそ二〇〇人を集めて自由懇親会が開かれている。二か月後の同年七月二十四日には、葛下郡高田村の専立寺で大和全国自由懇親会が催され、農商の有力者を含むおよそ三〇〇人が集まった。恒岡直史(のち大阪府会議長、奈良)・喜多長七郎・中嶋善十郎らがこの会の首唱者で、いずれも大和選出の大阪府会議員であった。自由懇親会では、もっぱら自由や民権拡張についての演説が行われ、聴衆をひきつけたという(大阪日報「大阪府会議員選挙運動に尽力する」)

七月二十七日。

その後、中島信行(自由党副総理)らの大和巡回があり、宇陀郡松山町をはじめ各地で演説・懇親会が催された。同十四



北和自由懇親会会場となった鳴川町の徳融寺

年十二月十九日には奈良瓦堂町で政談演説会が開かれ、瀬川正治(撰代)や善積順藏(大阪日報社員)らが演説している。翌十二月二十日に北和自由懇親会が結成された。奈良鳴川町の徳融寺を会場とし、幹事長には玉置格、幹事に玉田金三郎ら九人の役員を選んでいる(大阪日報明治十四年十二月十八日付)。一か月後の同十五年(二六三)一月二十二日に北和自由懇親会の第二回演説会が徳融寺で開かれ、一五〇人余りが参集した。このとき、堺の橋本左平や大阪の城山静一・善積順藏らが客員として招かれ演説している。一月二十七日の『大阪日報』は、「今や会員が思想の有様は前回に比して実に驚くべき程進歩を致せしを以て、前途に望を属すべきもの少なからず」との出席者の談話を紹介し、北和自由懇親会の盛り上がり報じている。

さらに、同十五年六月二十三日には瓦堂町で政談演説会が開かれているが、このような催しによって、奈良の人々が政治や社会についての関心を高めていったことは、見のがすことができない。

さて明治十年代に入ると、西南戦争時の不換紙幣の増発や国立銀行の不換銀行券の発行で、国内にははげしいインフレーションがおこった。折しも自由民権運動の高揚期であったが、同十二年・十三年には大和でも米価高騰によって小作料の減額を要求する農民の動きが発生した。同十四年から、増税と緊縮財政をめざす松方大藏卿によるデフレ政策がとられると、こんどは農産物をはじめ物価のいちじるしい下落を招き、深刻な不況は全国に及んだ。同十五年秋になると、地租金や協議費の軽減をめぐって奈良の町民と戸長との間に対立がおこっているが、翌十六年(二六三)に添上郡

の法蓮村や高畑村・白毫寺村をはじめ各地で小作争議がおこった。大阪府は同年二月、地主・小作人間の紛争が増加する傾向に対して、実情調査にのりだしている（『日本立憲政黨新聞』明治十七年五月十五日付）。高畑村・白毫寺村では、小作農一同が協議して小作人総代を選出し、五か条にわたる規約をまとめる団結ぶりであったという（鈴木良編『奈』、良の百年）。すなわち、干害や水害による凶作のおりの小作料減免交渉の手だてなどを明らかにしており、小作農民層の意識の成長をうかがわせるものであった。

戸長役場管理 区域の改定

自由民権運動の高まりを抑えようとした政府は、地方住民の自治に制限を加えて、町や村を官僚機構の末端にしようとの動きを強めた。

明治十七年（八六）には「区町村会法」を改正して、これまでの民選による戸長を府知事（または令）の選任に改め、一般に戸長役場の管理区域を拡大した。同年七月一日から添上・添下・山辺・広瀬・平群郡役所部内には七〇の戸長役場が設けられることになり（添上郡は第一戸長役場から第二十戸長役場まで、添下郡は第二十一戸長役場から第二十九戸長役場まで）、奈良町と接続村は第一から第五にいたる戸長役場の管理区内に配置されている。

第一戸長役場

奈良阪村・般若寺村・興善院町・東ノ阪町・川上町・川上出屋敷町・雑司村・北御門町・今在家町・今小路町・手貝町・東包永町・東笹鉾町・中御門町・水門村・春日野村・押上町・川久保町・登大路町・油留木町・南半田東町・北半田東町 計二十二か町村

第二戸長役場

紀寺村・紀寺町・高畑村・福智院町・公納堂町・毘沙門町・鶴町・芝突抜町・中院町・鶴福院町・不審ヶ辻子町・築地ノ内町・川ノ上突抜町・納院町・十輪院町・十輪院畑町・川ノ上町・薬師堂町 計十八か町村

第三戸長役場

木辻町・三棟町・京終町・京終村・肘塚村・中辻町・木辻村・脇戸町・高御門町・陰陽町・勝南院町・元興寺町・西新屋町・芝新屋町・下御門町・中新屋町・阿字万字町・北風呂町・馬場町・北室町・南城戸町・南中町・南

風呂町・小太郎町・南袋町・南新町・城戸村・鳴川町・瓦堂町・花園町・井上町・京終地方東側町・京終地方西側町
計三十三か町村

第四戸長役場 柳町・西寺林町・光明院町・餅飯殿町・西城戸町・小川町・南市町・東寺林町・今御門町・池之町・元林院町・樽井町・橋本町・東城戸町・椿井町・南魚屋町・寺町・奥子守町・北向町・高天町・漢国町・林小路町・角振町・角振新屋町・上三条町・下三条町・本子守町・今辻子町・西之阪町・油阪地方町・油阪村・油阪町・杉ヶ町・杉ヶ町村・三条村・百万ヶ辻子町 計三十六か町村

第五戸長役場 高天市町・高天市百姓方・坂新屋町・奥芝町・菖蒲池町・北市町・東新在家町・西新在家町・西新在家号所・船橋町・芝辻町・畑中村・坊屋敷町・宿院町・鍋屋町・大豆山町・南法蓮町・内侍原町・北小路町・南半田中町・南半田西町・半田横町・北半田西町・大豆山突抜町・北半田中町・北魚屋東町・多門町・西包永町・西笹鉾町・北袋町・北川端町・北魚屋西町・後藤町・押小路町・半田突抜町・半田開村・法蓮村・西御門町・小西町・東向南町・東向中町・東向北町・花芝町・中筋町・芝辻村 計四十五か町村

この番号での表示は、かつての大区・小区制あるいは学区制の場合と同様にまぎらわしく、なじめないものであったろう。まもなく戸長役場が置かれた町村名をとって、第一戸長役場から順に押上町外^{ほか}二十一か町村（戸長―椿井景房）・高畑村外十七か町村（戸長―飯田吉平）・中辻町外三十三か町村（戸長―森繁蔵）・椿井町外三十五か町村（戸長―橋井善二郎）・大豆山町外四十四か町村（戸長―堀川賢善のち青田吉三郎）の各戸長役場と呼称を改めている。

さらに、いまの奈良市域にかかわるところを概略掲げると、東里地区は第六、田原地区は第七、大柳生地区は第八、柳生地区は第九、水間・別所両村は第十一、精華地区は第十二、帯解地区は第十四、東市地区は第十五、明治地区は第十六、法華寺村と大安寺地区は第十七、辰市地区は第十八のそれぞれ戸長役場管理区内に所属した。また、

富雄地区は第二十六、平城地区は第二十七、都跡地区北部は第二十八、伏見地区は第二十九、都跡地区南部は第三十の各戸長役場管理区内に所属した（のちには町村数に若干の変動が生じている）。

明治十七年（一八八四）一月には、各警察署管轄区画も改編された。奈良市街と接続村は東寺林町三八番地所在の奈良警察署管轄区に、添上郡南部は今市村七六番地に設置の奈良警察署今市分署の管轄区に、添上郡東部は柳生村七〇番地に設置の奈良警察署柳生分署の管轄区に、また添上郡法華寺村・柏木村と添下郡北部村々は添下郡横領村に設置の郡山警察署横領分署の管轄区に属している。今市分署は同十九年（一八八六）二月に丹波市分署とともに廃止となり、あらためて樺本分署が設置された。また奈良警察署は、同二十年（一八八七）十二月に角振町四七番地に庁舎を新築し、東寺林町からここに移転している。

さて、明治十七年の地方制度の改正によって、戸長役場の管理区域は拡大され、民選による戸長が官選に改められ、町村会規則の制定権も住民の手を離れて府知事（ないし）に属することになり、政府や府県庁の指導が強められた。官僚化した戸長が、各町村の町村会や戸長役場管理区内の連合町村会を招集して、自ら議長となって議事をすすめたのである。

さらにまた、従来の町村協議費のうち、公共の費用にあたるものを取り出して町費または村費（戸長役場費・会議費・衛生費・救済費など）とよぶことにして、その徴収に法的な強制力を加えて実質的に官治的傾向を強め、町村民の共同生活の費用にあたる協議費（祭典費・祈雨費など町村内の共同生活に関係深いもの）と分けて取り扱うように改めている。すなわち、生活共同体としての町村（自然）と、行政単位としての町村（行政）を区別しようとした姿勢がよみとれる。

しかしながら、連合戸長役場はその管轄区域を拡大したものの自治体として実質が備わらず、旧来の町村は過重な行政負担をこなす能力を欠いていた。そこで政府は、またもや地方制度の改編を目論み、町村を合併して十分な行政能力をもった新しい自治体をつくらうとする。明治二十一年（一八八八）四月に公布される「市制・町村制」に

よって、政府のそうした意図が実現されることになる。

ところで、大和を含む堺県が大阪府に合併されたのは、明治十四年（一八八一）二月七日であった。府行政はもっぱら摂津・河内・和泉地方の河川や港湾の改修に重点がおかれ、奈良町や大和の住民が望んでいる道路改修、治山、治水、産業の興隆、学校や医療の改善などはなおざりにされる傾向にあった。

そこで、奈良県再設置の必要性を痛感する大和では、大阪府管下にはいつてからまだ月日も浅い同十四年の暮れ以後、有志を中心に置県運動に取り組んだ。内務省や太政官への請願、元老院への建白書提出などと政府要路の人物の理解をうながす努力が重ねられ、ようやく同二十年（一八八七）十一月四日の勅令で、大和全域を管轄する奈良県の再設置が裁可され、大阪府から分離独立するという経過をたどった。この再設置運動に奔走した大阪府会議員グループの恒岡直史（式上郡芝村）・今村勤三（平群郡東安堵村）・中村雅真（奈良西御門町）らの努力を皮肉るかのようには、「奈良県は若木の柿にさも似たり、なるなる言ふていつかなるやら」と狂歌にうたわれたほどの苦難の連続であった。こうして、奈良はふたたび県庁所在地となったのである。

